

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において閲覧に供する。
 昭和四十一年六月二十一日
 鳥取県知事 石 啓 二 朗
 申請人の住所 道筋の位置の指定場所 道路の幅員及び及び氏名
 広島市東白鳥町一九番八号
 広島郵政局内
 郵政互助会広島地方本部長
 松尾 明男
 鳥取市山形町字蓮池二八〇五番の二部
 延長
 一三八メートル

公 告

昭和四十一年度宅地建物取引主任者資格試験の合格者は、次のとおりである。
 昭和四十一年六月二十一日
 鳥取県知事 石 啓 二 朗

區本 実男	山本 三郎	森本 保雄	山根 國雄
石野 太郎	山崎 幹雄	竹内 久次	西川 定吉
西山 泰明	荒本 雅裕	村田 清治	夏目 忠一
田村 梅治	山本 収	福井 啓介	井上 勉
岡田 道之	荒見 邦弘	多田 弘	渡辺 菊子

受付

41.6.29

鳥取県公報

毎週火曜日及び金曜日発行
 (当日が休日のときは、その翌日の翌日)

目 次
 示 争議行為を行なう旨の通知
 土地改良事業の認可
 土地改良事業計画書等の縦覧
 土地改良法の定款の変更の認可
 解除予定の保安林にする旨の通知
 道路交通法による随聞の実施

告 示

鳥取県告示第三百二十六号

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三十七条第一項の規定に基づき、鳥取赤十字病院職員組合委員長、定久正夫から争議行為を行なう旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の第四第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十一年六月二十四日

鳥取県知事 石 啓 二 朗

一 事件 昭和四十一年度夏期手当要求に関する件
 二 日時 昭和四十一年六月二十九日午前零時以降本事件の完全解決に至

るまで

三 場所 鳥取赤十字病院に勤務する鳥取赤十字病院職員組合の組合員の従事する全職場
 四 概要 全面的又は部分的にあらゆる形の争議行為を実施する。

鳥取県告示第三百二十七号

西伯郡淀江町長から申請のあつた町営土地改良(老朽ため池補強)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十一年六月二十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。
 昭和四十一年六月二十四日
 鳥取県知事 石 啓 二 朗

鳥取県告示第三百二十八号

昭和四十一年三月五日付けで八頭郡用瀬町から申請のあつた町営土地改良(開拓パイロット)事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のように縦覧に供する。
 昭和四十一年六月二十四日
 鳥取県知事 石 啓 二 朗

鳥取県知事 石 啓 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称 土地改良事業計画書及び条例の写し
 二 縦覧に供する期間 昭和四十一年六月二十四日から二十日間
 三 縦覧に供する場所 用瀬町役場

12	米子市夜見町二二九〇	河本	美満
13	米子市夜見町二三一	河本	圭
14	米子市富益町二二五九	河本	志
15	米子市大森津町一三一六	島中	久
16	米子市塩町六	山本	雅
17	米子市錦町三丁目四四	室本	頼
18	米子市東山町五八	池田	重
19	米子市大崎二八二八	松本	邦
20	米子市観音寺町一三七	浦木	良
21	西伯郡中山町石井垣四の三	米沢	典
22	西伯郡名和町大字古御堂一四六	乘本	至
23	西伯郡名和町大字東坪八八七	小谷	利
24	西伯郡大山町花田六七七	上田	令
25	西伯郡大山町所子三五三	竹中	助
26	西伯郡淀江町稻吉一二三	中谷	勝
27	西伯郡西伯町法勝寺四八五	齊木	光
28	境港市上道町六二八	期木	雄
29	境港市外江町二〇七五	松井	直
30	境港市神町一の一	藤谷	治
31	日野郡溝口町溝口二三一	一橋	紀
32	日野郡江府町大字御机二九二の一	岡秀	春

四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三百二十九号
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、北条砂丘土地改良区の定款の変更を昭和四十一年六月十六日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。
昭和四十一年六月二十四日
鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百三十号
次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。
昭和四十一年六月二十四日
鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所
日野郡溝口町金屋谷字水高原七九三の二、字新谷原二ノ二、二ノ九、三ノ一、三ノ二(以上五筆について、次の図に示す部分に限る。)、岩立字水高原八ノ五

二 保安林として指定された目的
水原のかん養

三 解除の理由
指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び溝口町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二十四号
道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第四百条第一項の規定に基づき、次のとおり聴聞を行なうので、同法同条同項の規定により告示する。
昭和四十一年六月二十四日
鳥取県公安委員会委員長 沢 住 辰 蔵

- 一 聴聞の期日及び場所
昭和四十一年七月七日 午前九時三十分から
米子市神町 米子警察署
- 二 聴聞当事者の住所及び氏名
- | | | |
|----|------------------|---------|
| 1 | 米子市立町二丁目五九 | 石 飛 枝 |
| 2 | 米子市富名町三〇二 | 末 正 實 |
| 3 | 米子市河崎一四五 | 川 利 夫 |
| 4 | 米子市車尾一五〇〇 | 西 尾 通 |
| 5 | 米子市和町二丁目一八五 | 谷 口 繁 |
| 6 | 米子市和田町二九三三 | 井 田 繁 |
| 7 | 米子市上福原一一一〇 | 小 山 計 |
| 8 | 米子市天神町一丁目五八 | 和 田 計 |
| 9 | 米子市日ノ出町 鉄道官舎六の五 | 伊 藤 夫 |
| 10 | 米子市西三柳二四五七 | 高 原 梅太郎 |
| 11 | 米子市富士見町 市営アパート三号 | 浜 根 俊 明 |